## 広島県告示第二百二号

戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。十七号。以下「法」という。)第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の図のとおり	の 崩壊 地	沖(六七三四 一四)	次の図のとおり	の 崩壊 地	→四) →四)
次の図のとおり	の 崩壊 地	沖 (六七三四 —三)	次の図のとおり	の崩壊 地	沖 (六七三四 一三)
			次の図のとおり	の崩壊	沖 (六七三四 )
次の図のとおり	の 崩 壊 地	沖 (六七三四 一一)	次の図のとおり	の崩壊 り り り し の 前 壊	沖 (六七三四  )
次の図のとおり	の崩壊 り り り し の り の り の り の り の り の り の り の り	沖 (六七三四 )	次の図のとおり	の崩壊 り り り	沖 (六七三四
			次の図のとおり	の崩壊地	沖窪(七三三 一一)
次の図のとおり	の崩壊 り り り	能行 B(六七 三二)	次の図のとおり	急傾斜 地	三二) 三二)
次の図のとおり	の崩壊 り り り	能行A(一〇 二二)	次の図のとおり	急傾斜 地	二二一) 能行A(一〇
次の図のとおり	の崩壊 り り り の り の り の り の り の り の り の り の り	一一)	次の図のとおり	の崩壊 り り り の 前 壊	) )
次の図のとおり	の 崩壊 地	──二) 一二)	次の図のとおり	の崩壊地	) )
号三年 一年 が で 定 令 に で よ で で つ 令 に で し た ま に ひ 、 気 の の 定 令 や び ば る 名 第 二 元 本 の の 定 令 令 に 関 い よ の の つ 定 令 令 に 関 い よ 彩 二 、 条 の の つ 定 令 令 に 関 い よ 彩 二 、 系 の の つ 定 令 令 に 関 い よ 彩 二 、 る 、 第 二 、 る 、 第 二 、 る 、 第 二 、 ろ つ た い よ に お 二 、 ろ 、 の 、 、 の 、 こ つ た い が い こ の こ の こ の の こ つ た お 二 示 る 、 第 二 、 る 、 第 二 、 ろ 、 第 二 、 ろ 、 第 二 、 ろ 、 第 二 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 こ っ ひ 、 、 ろ 、 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ ろ 、 ろ 、 ろ 、 ろ ろ 、 ろ ろ 、 ろ 、 ろ ろ ろ 、 ろ ろ 、 ろ 、 ろ ろ ろ ろ 、 ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	の 自 因 の 土 の 土	区 域 の 名 称	表 区 域 示 の	の 自 因 の 土 の 土	区 域 の 名 称
警 戒 区 域	害 特 別	土 砂 災	戒区域	火 害 警	土砂災
	РĴ	小栗林、後原地内	広島県大竹市栗谷町大栗林、	広島県大竹	所 在 地

二五) 小栗林B(八	七三七) 小栗林D(六	二四——) 小栗林A(八	二四) 小栗林A(八	三一) 下ヶ原A(七	二一) 下ヶ原A (八	○ 下ヶ原(八二	一) 一) 二)	三三) 三三)	三三—一) 能行C(六七	二三) 大栗林A(八	三六) 三六) 二六)	七三五——) 大栗林B(六	六〇 <u></u> 二 六〇二 二	六〇—二) 六〇—二)	六○) 六○六	大栗林(二六
の 崩 頃 線 地	の 崩 壊 地	の崩壊 地	の 崩壊 地	の崩壊 り 地	の 崩 壊 地	の 崩 壊 地	の 崩 壊 地	の 崩 壊 料 地								
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
二五) 二五) 日 (八	七三七) 小栗林D(六	二四——) 小栗林A(八	二四) 小栗林A(八	三一) 下ヶ原A(七	二一) 下ヶ原A (八	○ 下ヶ原(八二	能行 (五九五 一)	三三) 三三)	三三—一) 二三—一)	大栗林 A(八 二三)	三六) 三六) 三六) 三六)	七三五—一) 大栗林B(六	六〇 <u>–</u> 二 六〇–二 二	六〇—二) 六〇—二)	大栗林(二六〇)	大栗林 (一六
の 急 傾 線 地	の 崩 壊 地	の 崩壊 地	の 崩 壊 地	の 崩 壊 地	の 崩 壊 地	の 崩 壊 地	の 崩 頓 斜 地									
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

) 五一二三隣二		<ul><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li>○)</li><li></li></ul>	五八) 後原A (二六 の	三九) の	六三) の	七) 後原(一六五 の	四〇) 後原G (六七 の	三八) 後原E(六七 の	<ul><li>(八二八)</li><li>六)、後原 I</li><li>(七三)</li><li>の</li></ul>	三) 後原K(七七 急	二七―五) 小栗林C(八 急	二七―四) 小栗林C(八 急	二七—三) 小栗林C(八 急	二七―二) の	二七―一) の	二七) 小栗林C(八 の	五二)の九二人の
ゴ マ ジ		の 崩 壊 斜 地 次	の崩壊 線 料 地 次	の 崩壊 地 次	の崩壊 次	の崩壊 増料 次	の崩壊 次	の崩壊 り崩壊 次	の 崩 壊 地 次	の崩壊 次	の崩壊 り崩壊 次	の崩壊 次	の崩壊 次	の崩壊 地 次	の崩壊 次	の崩壊 次	の 崩壊 地 次
0  2  2  2	図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	の図のとおり	次の図のとおり
) 五一一三隣二	小瀬川支川( 二) (七七	<ul> <li>○ 後原 D (八三</li> </ul>	五八) 五八) 五八 一六	三九) その 下 (六七	六三) 谷原B(一六	七) (一六五	四○) 後原G (六七	三八) 送原E (六七	(八二八) 六)、後原 C	三) 送原K(七七	二七—五) 小栗林C(八	二七—四) 一七—四)	二七—三) 小栗林C(八	二七—二) 小栗林C(八	二七————————————————————————————————————	二七) 二七) (八	五二) (五九
ゴ イ ジ	の の の の 領	の 崩 壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩 壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩 領 半 地
との図のとない		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

三四隣二)	三四隣一)	三四) 文島川支川(	五〇四八隣)	五〇四八) (	<ul><li>・一七七)</li></ul>	五一一二) 五一一二)	玖島川支川 (	四四) 玖島川支川(	) 六六〇八隣五 (	六六○八隣四 )	六六〇八)	) 六六○八隣一 ()	) 六六○八隣二 )	六六○八隣三	五一一三) 五一一三)	小瀬川支川( )
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
三四隣二) (	三四隣一)	三四) 三四)	五〇四八隣)	五〇四八)		五一一二)	玖島川支川(	玖島川支川(	) 六六〇八隣五 (	玖島川支川( 六六○八隣四 )	六六〇八) (	六六○八隣一	六○八隣二	六六○八隣三	五一一三) (	小瀬川支川( 五一一三隣一 )
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

) 五一〇九隣一 (	六六○九隣三 )	六六○九隣二	六○九隣一 )	六六〇九 b) (1)	六六○九 a)	三九) 三九)	三八) 玖島川支川(	三七 b)	三七 a)	三七 c)	三六隣一) (	三五) 文島川支川(	五〇四七)	小瀬川支川( )	小瀬川支川( )	玖島川支川(
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
) 五一〇九隣一 (二〇九) 五一〇九) 五一〇九) 二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇二〇	六六○九隣三 )	六六○九隣二	<ul><li>六六○九隣一</li></ul>	六六○九 b)	六六〇九 a)	三九)		三七 b)	三七 a)	三七 c)	三六隣一) (	三五)	五〇四七)	→瀬川支川( )		五〇四九) (
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり

その図面を広急県上木司沙方果及び広急県町部	学士卞司少方	この図面を広調	「各」、	こ、「欠り図」よ、	各玄或こついて、
次の図のとおり	土石流	四五隣三) (	次の図のとおり	土石流	四五隣三) (
次の図のとおり	土石流	四五隣二) (	次の図のとおり	土石流	<b>玖島川支川(</b>
			次の図のとおり	土石流	四五隣一) (
次の図のとおり	土石流	四五) 功島川支川(	次の図のとおり	土石流	四五) 四五)
次の図のとおり	土石流	五一〇七) 五一〇七)	次の図のとおり	土石流	五一〇七) (1)
次の図のとおり	土石流	、 五一○七隣一 (	次の図のとおり	土石流	) 五一〇七隣一
次の図のとおり	土石流	五一〇八) 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	次の図のとおり	土石流	五一〇八) 五一〇八)
次の図のとおり	土石流	<ul><li>⇒ 二○八隣一</li><li>→ ○八隣一</li></ul>	次の図のとおり	土石流	) 五一〇八隣一
次の図のとおり	土石流	五一〇九) 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	次の図のとおり	土石流	五一〇九) (
次の図のとおり	土石流	玖島川支川 (	次の図のとおり	土石流	玖島川支川 (

建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部